

議案第2号

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

令和4年3月31日をもって峰上地区公民館を廃止することに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第11条までを2条ずつ繰り上げる。

第12条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「第6条第2項第3号」を「第4条第2項第3号」に、「第7条第1項第6号」を「第5条第1項第6号」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別表中「第8条第1項」を「第6条関係」に改め、「(1) 公民館及び市民会館」を削り、同表(2) 地区公民館の表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。